

平成 26 年 7 月 28 日

久万高原町長様宛ての町役場前の縦断幕についての公開質問状

平素より、久万高原町の町政にひとかたならぬご尽力いただき、感謝申し上げます。
この度は、町役場前の縦断幕の設置と撤去に関して、是非ともお答えいただきたいことがありますので公開質問状を提出させていただきます。現在多くの町民の皆さんが伺いたい内容と認識しております。
7月31日17時までに回答いただけますようお願いいたします。

公開質問内容

- 1、 約2年間、町役場前に「久万高原町は産業廃棄物処分場計画に反対します」という縦断幕が設置されていました。設置に関しての根拠と設置計画、発案者、責任者、担当部署、費用はどこから出ているのか、設置についての町議会の承認の有無、を時系列に沿って詳しくお答えください。
- 2、 2014年7月に「久万高原町は産業廃棄物処分場計画に反対します」という縦断幕が撤去されましたが、その根拠についてお答えください。
- 2、 なお、この質問に関する公文書がございましたら回答と共に公開をお願いいたします。

以上がお尋ねしたい質問でございます。

ご公務にご多忙の折に大変申し訳なく思いますが、ご回答の程何卒よろしくお願い申し上げます。
この質問の結果につきましては、ミニコミ誌・ブログなどで正式に発表させていただきます。
また、町の働きについての質問でありますから、そのような事はないとは思いますが、ご事情で回答できない場合、無回答として発表させていただきますが、無回答の場合は理由をいただければその理由を公開させていただきます、理由が無い場合は、その旨を公開させていただきます。

久万高原町二名乙787-13

鷲野 宏

☎ 0892-21-8076

久総（秘）第 120 号
平成 26 年 7 月 31 日

鷺野 宏 様

久万高原町長 高野 宗城



お世話になっております。

早速ですが、平成 26 年 7 月 28 日付の文書でご質問頂きました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

1. 懸垂幕設置に関する①根拠、②設置計画、③発案者、④責任者、⑤担当部署、⑥費用はどこからでているか及び⑦設置についての町議会の承認の有無について

①根拠

平成 24 年 5 月 31 日	議員全員協議会で産業廃棄物最終処分場設置反対の議案を 6 月定例議会に提出することを決定。この際町長も共に反対することを表明
平成 24 年 6 月 4 日	「設置に反対する農業生産組織」の要請を受け、町長も反対することを再度表明
平成 24 年 6 月 5 日	町役場で記者会見を行い、マスコミ各社の前であらためて反対を表明
平成 24 年 6 月 13 日	住民ら 5000 名を超えと思われる反対署名の提出があり、代表者 10 数名の前で反対する旨伝える。
平成 24 年 6 月 18 日	町長は 6 月議会冒頭であらためて反対の表明を行い、22 日議会も反対の決議を全会一致で可決。
平成 24 年 6 月 28 日	反対の意見書を議長と副議長が県に提出し、町長もこれに同席

これらは、全てマスコミに取り上げられたものであり、また町民の関心事であることから、処分場反対という町の姿勢は示せたのではないかと思料しましたが、7 月に入ってから住民の方から本件に関しご意見やご要望をいただくことが多く、早く安心していただくためには、町からわかりやすい形で反対の意思を発信する必要性を感じていたところです。



- ②設置計画 上記理由により、平成24年7月下旬に懸垂幕の設置を指示し、平成24年8月6日に設置しました。支出額は37,800円（内消費税額1,800円）
- ③発案者 久万高原町長
- ④責任者 久万高原町長
- ⑤担当部署 久万高原町役場 総務課
- ⑥費用はど 町費（平成24年度予算から支出）
こからでて
いるか
- ⑦設置につ 設置について、ご理解はいただいているのではないかと考えています。
いての町議
会の承認の
有無

2. 懸垂幕撤去の根拠について

台風8号の襲来予報を受けて、懸垂幕を平成26年7月9日に一時撤収しました。7月11日には再設置が可能な状態に天候は回復しましたが、2年間風雨に晒されたものであり、ロープ等の点検を行うこととし、再設置までにやや長い時間を要しましたが7月29日に再設置しました。また、このような住民の方の関心が高い案件については、特に迅速に行動するよう指導したところです。

町としては、産業廃棄物最終処分場設置反対の立場に変わりはありませんし、現時点で懸垂幕を撤去する考えはございません。

この度は大変ご心配をおかけしました。

3. この質問に関する公文書の公開について

公文書の公開につきましては、久万高原町情報公開条例等に定めた手続きによって公開することとなっておりますので、総務課までお問合せ下さい。